

## 越後新発田藩家老・溝口長裕の伝記的研究（続）

島内景二

本稿では、昨年度の紀要に掲載した前稿に引き続いて、新発田藩の家老を務めた溝口長裕（一七五六―一八一九）の一族の「家の歴史」を書きつづけた『家譜簿』の内容の紹介を行う。溝口家は、藩祖の弟の子孫であり、代々、実権は伴わないものの藩の名譽職に就いていた。だが、長裕の代になって、名実共に藩政に深く関わることになった。

『家譜簿』の記述は、その長裕（半兵衛）が家督を継いで、家老に就任する直前の時点まで、差しかかっている。

### 【安永二年（一七七三）】

・三月七日、若殿様が官位を得られたので、月番の家老・溝口内匠へ半兵衛長裕たち物頭一同から、御肴代銀子二匁ずつを、木地へぎ（へぎ板）の色付き熨斗添えで差し上げた。

・同年二月二十九日、一族の神子田平助が、蒲原横掘組長湯村の水掘百姓の佐治右衛門方に病気にて一泊したところ、翌三十日の朝、病死した。（お暇を頂戴してから）これまで、淀領の山屋村に住居していた由である。

・同年七月十五日、殿様の御任官につき、物頭一同は、御溜りの間に、お吸い物とお酒を下し置かれた。

・同年七月五日、召仕家来の皆川曾野七（赤沼組大今村の者）が、借金引請地組へ、望みの通り召し抱えられた。

・同年七月晦日、召仕家来の内山右仲太が、親跡御足軽へ召し抱えられた。

・同年九月十日、雅長の大病につき、願いの通り、半兵衛は看病することを許された。

・同年同月同日、申の中の刻、殿様から服部市郎左衛門を使者として、雅長の病気についてお尋ねがあり、甘鯛三本を下し置かれた。

・同年同月同日、酉の上刻、雅長が病死した。翌十一日に病死の届書を差し出し、十一月一日まで忌中とする旨を届けた。

・同年同月十二日、殿様は御用人の石原権平を使者として、御家柄の者が病死したことを残念に思し召され、この節、葬儀の費用も物入りであろうからと、お心として金七両を半兵衛に下し置かれる旨、伝えられた。石原寛信が半兵衛宅にまかり越して、確かに授受が行われた。

・同年同月十七日、道縁（雅長の戒名か）の初七日の仏事に付き、殿様は梅原太郎兵衛を使者として、御香奠の銀二枚を下し置かれた。

### 【安永三年（一七七四）】

・二月十二日、溝口半兵衛は、内蔵丞宅にて、次の通り仰せつかった。「姉が、高山伝八と後妻縁組することを認める」。

・同年二月晦日、「お里」と高山伝八との婚姻が相整った。

・同年三月二十五日、浄閑院様の二百年忌に付き、その執行の奉行を溝口四郎左衛門が仰せつけられた。二十四日と二十五日、半兵衛ならびに弟の理三郎も詰めた。二十五日には、殿様の墓所への御参詣があった。なお、御霊前として、半兵衛から干菓子一箱を差し上げた。

・同年四月十一日、二の丸の矢場で、半兵衛は的前御覽を勤めた。中りは、二本だった。

・同年十月二十四日、溝口半兵衛の姉と、脇本義左衛門との後妻縁組が認められた。

### 【安永四年（一七七五）】

・二月十二日、裏御用部屋にて、溝口半兵衛は、速水一学から申し渡された。「講堂への出席を精進しているのを、殿様は感心に思し召されている」。殿様は御在府で留守なので、代理人から、お言葉で御意を蒙ったのである。

・同年二月二十三日、「おいの」と脇本義左衛門との婚姻が相整った。

・同年五月十六日、脇本義左衛門の妻（おいの）の病気の看病を認められた。同

月二十四日、姉が病死した。

・同年九月二十二日、講堂において、殿様から先の御意の旨と、今秋の痼病が平癒したことに付き、お尋ねがあった。

・同年十月十一日、殿様が『静坐集説』(『程門静坐集説』)を御講義あそばされるにつき、御寝間へ来て聴講するようにと、御納戸から言ってきた。これより、諸書の御会講釈にも召されるようになった。

・同年十一月五日、生鯛二頭、同年閏十二月十一日、御干菓子、赤貝、枝柿を拝領した。

・同年十一月二十七日、沢田源次が江戸詰になったので、同人の母(半兵衛の叔母の「留」)ならびに源次の兄姉を、留守中は半兵衛宅に引き取る事が、願いの通りに認められた。

・同年閏十二月十四日、堀図書より廻状があり、翌日十五日に御用があるとのこと、十五日に登城したところ、溜りの間において、来夏の江戸御参勤のお供詰めを仰せつかった。また、御用部屋にて、堀図書からも、その旨を申し渡された。

【安永五年(一七七六)】

・正月十七日、高山伝八の妻が病気に付き、看病することが認められた。同年二月八日、姉が病死した。

・同年二月十六日、江戸供人、貸金等の心得を、組頭の内蔵丞より申し来たった。

覚

上下五人 物頭席にて平番の節 溝口半兵衛

内訳は、若党一人、草履取一人、小者二人、(本人一人)。

道中は具足櫃を持つこと。駕籠は勝手次第。

合羽籠、一荷。 本馬三疋。

御貸金は、表向き五百石の割合とすること。

・同年三月八日、裏御用部屋にて、道中の役割や本陣番、御道中御使、道具支配、御渡場差行などのことを仰せつかった。

・同年三月十八日、御肴を御内証にて差し上げるべきことになって、生肴を一折、御納戸の服部市郎左衛門から差し上げた。半兵衛が家督相続して以来、生肴を差し上げるのは今度が初めてである。

・同年三月十一日、御家中乗馬御覧につき、半兵衛もまかり出た。

・同年五月七日、翌日に申し渡しがあるので登城せよとの、年寄衆連名の切紙が届いた。

・同年五月八日、御居間書院にて、殿様から御直々に、物頭の役を仰せつかった。今後は同役の面々と申し合わせて、仕事を入念に相勤むべしとのことだった。

・同日、表御用部屋にて、内蔵丞より申し渡しがあった。「団扇組同心御預けとする。組付は、これまでの通り。御札次第も、これまで通り。組付次第は、溝口半兵衛、桜井惣兵衛の順番。」

・同年五月九日、南部治左衛門宅にて、団扇の御指物を渡されるに付き、麻の袴を着用して受け取った。

・同年五月十四日、物頭御役に付き、中間一人が増えるというお達しがあった。

・同年五月十五日、御目見得三の間にて、半兵衛から次の通り、物頭昇進の御札を申し上げた。「御肴一種、代銀二匁」。

・同年五月十九日、物頭の役になったので、小鯛を十頭、差し上げたところ、二階下にて、御用人の堀太夫にお目にかかった。

・同年五月二十二日、御預け同心を、留守中に、湯浅権左衛門に頼み置くので、その旨を月番年寄中へ届けた。

・同年五月二十三日、御発駕につき、会津通りの御供にて出立し、同年六月二日に江戸に着。到着した日に、吉祥寺へ殿様の代香を相勤めた。道中、宇都宮駅から、麻疹を患ったが、我慢して最後までお供を勤めることができた。

・同年六月三日、溝口半兵衛は病氣だったので、名代として溝口定之進が、次の旨を仰せつかった。「江戸詰中は、表の御取次を命ず。相役は、大岡清右衛門、三宅嘉門、溝口定之進、吉岡七郎兵衛と本人、併せて五人である」。

・同年六月十三日、月替わりの番を改めるように願ったところ、即刻認められた。

・同日、藩は、大手組の御防ぎを、秋田信濃守様の代わりに仰せつかった。一の手騎馬を仰せつけられた。

・同年六月二十二日より出勤いたしたところ、麻疹が無事に治ったことをお慶びになられ、鯛二頭を下し置かれた。

・同年七月二十一日、幸田善太郎様(幕臣の儒学者である幸田子善のこと)がお出での節に、講釈と御寝間の御会にも出席するように仰せつかった。同月二十七日、幸田善太郎様への稽古のために他行することが認められた。

・同年八月十日、妹「おなべ」が病死した。

・同年九月晦日、召使の小者の勘六が腸を患った。それに先立つ二十九日の夜に、勘六は、隣家の三宅半左衛門様へその症状の自覚のないまま罷り越していたことがわかったので、恐縮した半兵衛は差し控え伺いを出したが、即日、それには及

ばぬ旨が、里村次兵衛から伝えられた。

- ・同年十二月二日の夜、大雪にて、新発田の半兵衛宅の表長屋が潰れ、門ばかりが残っていることを、江戸と新発田の双方で藩に届けた。
- ・同年十二月十二日、御預け同心大野右衛門丈八がお暇を下し置かれることになった。半兵衛は江戸にて、差し控え伺いを出したが、翌日、その儀に及ばすという返事があった。
- ・同年十二月二十七日、溝口半兵衛に、次の品を下し置かれる旨、里村次兵衛から申し聞かされた。「御紋付御袴一具、これは表御取次を精勤したので下し置かれるのである」。
- ・同年同月二十八日、鯛二頭を下し置かれた。その他、詰中においては、御餅、菓子、干菓子、生肴等を、何度も下し置かれた。また、殿様御直々に、扇子や煙草入れも拝領した。

【安永六年(一七七七)】

- ・正月十三日、御具足御祝いの御相伴を仰せつかった。これは、江戸詰の物頭御役の定例のことであった。
- ・同年二月二十七日、新発田の屋敷は表長屋の門が残っているため、二間ばかり継ぎ足して、そのほかは板塀にする旨を届けたところ、勝手次第に改めてよい旨、組頭から挨拶があった。
- ・同年八月十三日、御帰城につき、お供して新発田に帰着した。きたる二十八日までに、「江戸休み」とのこと。到着した日と翌日と、表御用部屋へまかり出て、御機嫌伺いをした。
- ・同年八月二十五日、「明日、御用があるので、登城せよ」という内容の、年寄衆連名の剪紙が届いた。翌二十六日、出仕したところ、御居間書院にて、御直々に次の通り仰せつかった。「御用人役ならびに御中小姓支配を仰せつける」。
- ・同日、表御用部屋にて、次の通り、堀内蔵丞から申し渡された。「御役方につき、下米を三十俵下し置かれる。御礼次第は、溝口巨理、溝口半兵衛、坂井忠右衛門の順とする」。
- ・同日。物頭御役につき渡されていた指物を、物頭月番に差し上げた。
- ・同年八月二十七日、堀内蔵丞宅において、御用人役の誓詞を、溝口巨理の立ち会いのもとで、神文にした。また、御用役についての覚書一通を、内蔵丞に渡した。
- ・同年八月二十八日、支配下の大小姓御中小姓と、自宅において会った。

・同年九月一日、御居間書院で、次の品を差し上げて、御用人役ならびに御中小姓支配の御礼とした。「御肴一種、代銀二匁。御樽代二百疋、木地台」。また、御隠居様、若殿様、奥様へは、「御肴一種、代銀二匁づつ」を差し上げた。

- ・同年九月二日、半兵衛の出席する初寄合が催された。同役は、溝口四郎左衛門、佐治角右衛門、堀太夫、溝口巨理、坂井忠右衛門。角右衛門は、病気で欠席した。
- ・同年十月中、半兵衛は初めて月番を相勤めた。
- ・同年十二月十五日、次の通り、御居間書院にて、溝口半兵衛に御直々に、来夏の御参勤のお供詰めを仰せつけられた。また、年寄の堀内蔵丞と、御用人の堀太夫からも、同じ旨を仰せつかった。
- ・同年十二月二十二日、御納戸仙石嘉平治を介して、次の品を下し置かれた。「丹後絵(縮緬)一反、裏袷。綿とども」。これは、御用人への定例の下し物であり、在職中はずっと同じ品が下し置かれた。

【安永七年(一七七八)】

- ・五月二十日、御発駕につき、会津通りのお供で出立。同月二十八日、江戸着。
- ・同年七月十四日、御納戸方から、御帷子一つを下し置かれた。
- ・同年九月九日、奥様、御新造様へ初めて御目見得した。交御肴一折ずつを、木地台に載せて差し上げた。
- ・同年十二月十四日、御納戸方から、次の品を下し置かれた。「殿様よりは、御紋付御小袖、一つ。若殿様よりは、御熨斗目御小袖一つ」。

【安永八年(一七七九)】

- ・六月十六日、御隠居様御手ずから、御紋付清袴一巻を下し置かれた。
- ・同年六月二十日、御寝間に幸田善太郎様御出席にて、講釈するようと仰せつかった。半兵衛長裕は、『近思録』の「為学大益章」を講釈した。
- ・同年六月二十八日、江戸を御発駕。七月七日、御帰城につき、お供で新発田着。
- ・同年九月二十日、妹の「おりの」と、仙石武右衛門の倅、吉五郎との縁組の御内意伺が済んだ。
- ・同年九月二十六日、武右衛門倅吉五郎と半兵衛妹の縁組が、双方の願いの通り認められた。

【安永九年(一七八〇)】

・三月四日、講堂にて、御前講釈を仰せつかった。『周子書』（『太極図』）の内幸章の講釈を相勤めた。

・同年三月二十九日、内蔵丞宅の寄合の節、堀太夫と溝口半兵衛が出席して、御勝手向き一件と、御退讓の件を評議した。四月二日の堀図書宅、同月六日の佐治角右衛門宅にても、同様の評議で出席した。

・ここで、『家譜簿 一』は、終わる。巻末に、「角住」と読むのであろう印が押してある。筆写した溝口養長の号であろうか。

【家譜簿 二】

ここで、溝口家の『家譜簿』は、別冊子となる。見返しには、「万延元庚申年、源養長七十一才、拜写之」とある。『一』と比べて、『二』は分量的に半分以下である。また、筆写した万延元年（一八六〇）の五十年以上前の時点で終わっている。

養長は、それ以降の『家譜簿』を書き足すことを意図していたであろうが、『二』は溝口家にも伝わっていない。

【安永九年の続き】

・四月十五日、御居間書院にて、次の通り、御直々に仰せ渡された。その後、表御用部屋にても、同様の仰せ付けがあった。「溝口半兵衛を、当夏、堀太夫の代わりに御供話を仰せつける。江戸表にまかり登るまでの期間は、御裏懸りとするので、溝口亘理と共に相勤むべし」。

・同年五月九日、御目見得二の間において、御直々に、御礼次第の序列を仰せ付けられた。「高久助之進、溝口半兵衛、堀多聞の順。御用人筆頭となす」。

・同年五月十九日、「御袴一具、巻御袴」を下し置かれた。今日は御祭礼が滞りなく済んだので、殿様は喜ばれ、特に骨を折った半兵衛に袴を下し置かれたのである。

・同年五月二十一日、御発駕。会津通りで出立。同月二十九日に江戸着。藩はこの年は、桜田組の御防ぎを相勤めた。

・同年八月二十九日、溝口長三郎の御袖留が、認められた。御城代の山庄小左衛門より、その旨が申し渡された。

・同年九月三日、溝口長三郎が袖留を行った。

・同年九月四日、直温公が御逝去された。同月十二日から御虞祭が行われるが、それに伴う御祭礼の一件を世話するようにと仰せつかった。

・同年、（直温公の）御遺物として、御紋付御羽織一つを下し置かれた。

【天明元年（一七八二）】

・三月十二日、「おりの」と仙石吉五郎との婚姻が相整った。

・同年三月十九日、表御用部屋にて、婚姻の御礼として「御肴一種、代銀二匁」を差し上げたが、半兵衛は在府中で留守中に付き、高山伝八に名代を頼んだ。

・同年閏五月四日、溝口長三郎の実祖母である松林氏の娘が病死した。

・同年八月十三日、殿様の御帰城に付き、半兵衛もお供して新発田に着。

・同年八月二十一日、昨日の祭礼に際して、登城の時刻に遅れたので、半兵衛は恐れ入って、佐治角右衛門に差し控え伺いを出したが、翌日、それには及ばぬという挨拶があった。

・同年十一月十五日、溝口長三郎の姉と、村松六郎次との縁組が認められた。

・同年十二月八日、御寝間書院にて、御直々に、溝口半兵衛は「御記録調べ方」を仰せつけられた。

【天明二年（一七八二）】

・二月十四日、表通りの堀が、昨夜の嵐で吹き倒されたので、その旨を届けた。

・同年五月六日、溝口長三郎の前髪を執りたいという願いが、認められた。

・同年五月七日、溝口半兵衛は「御子様方ならびに御裏向き御用懸り」を仰せつけられた。

・同年五月十三日、溝口半兵衛は御記録方に精勤したので、「三百疋」を下し置かれた。

・同年七月五日、家屋の大破が捨て置きがたいので、よんどころなく、自分の才覚で（自費で）建て替えることにし、盆の後から取りかかるところを届け出た。普請中は、湯浅権左衛門方へ同居させてもらうことも届け出た。同月十六日、明日から取りかかるので、湯浅家に引越す旨、届け出た。

・同年八月二日、来月三日と四日に行われる浄名院様三回忌の御法事御用懸りを仰せつかった。浄名院様の御影御用懸りも仰せつかった。御影（肖像画）の筆者は、浄公お付きを相勤めた平瀬喜作昌春で、それが出来上がる九月二日までに半兵衛が宝光寺に持参して、住職に渡すようにとのことだった。

・同年十月五日、溝口長三郎姉と、村松六郎次との不縁届けを出した。

・同年十月九日、奉先堂の御祭典一件につき、不念（不行き届き）のことがあった

ので、差し控え伺いを出したが、翌十日に、それには及ばぬという挨拶があった。  
 ・同年十一月一日、溝口半兵衛は「銀一枚」を下し置かれた。浄名院様三回忌法事ならびに御影御用を、すべて取り仕切ったことに対して、下し置かれたのである。  
 ・同年十一月十二日、来る十八日の永之進様の下帯初御祝いにつき、下帯を差し上げるように仰せつかった。

・同年十一月十九日、永之進様の御下帯を差し上げたことに対して、殿様から五百疋が下し置かれた。永之進様からも二百疋が、御用人月番を通して下し置かれた。  
 ・同年十二月二十五日、家作が出来たので引越し、月番年寄に届けた。

#### 【天明三年(一七八三)】

・六月末より、信州浅間嶽が噴火した。同年六月二十八日、新発田でも、砂が降ること、雨の如くであった。  
 ・同年七月二十一日より、瘧疾になり、引きこもった。八月十一日から、出勤した。

・同年八月十六日、表御用部屋にて、次の通り仰せつかった。「半兵衛の弟の貢を、定之進の大病に付き、養子に差し出すという願いを認める」。半兵衛と嶋村小十郎が、この旨を仰せつかった。嶋村は、病氣中の定之進の名代である。  
 ・同年十月一日、溝口長三郎姉の「捨」が、先月二十七日に家出して、所々を尋ねたのだが発見できなかった。思い当たる出奔先の届けを出した。同月三日、正式の出奔の届けを出した。半兵衛は、即日、恐れ入り奉り、差し控えの伺いを出したが、翌日、それには及ばぬ旨の挨拶があった。

・同年十月九日、御目見得三の間において、溝口貢に次の通り仰せ付けがあった。なお、堀善太夫が同席した。「その方の亡父の定之進は、まじめに御奉公を相務めたので、跡式はそのままとして、知行百二十石を下し置かれる。これから謹んで勤務するように。佐治角右衛門組付とするので、その指図に従うこと。御礼次第は、田中権太夫、溝口貢、布施半平の序列とする。組付次第は、田中権太夫、溝口貢、速水六左衛門の序列とする」。

・同年六月十五日、溝口貢は、跡式相続の御礼として、殿様へ二百疋を木地台に載せ、若殿様へは百疋を差し上げた。

・同年十月二十四日、溝口貢は地廻りのお供を仰せつかった。

・同年十二月九日、溝口長三郎は、来る十五日に御目見得することになった。

・同年十二月十五日、溝口長三郎から、初めて御目見得を許された御礼として、銀子二匁を差し上げた。

・同年十二月十五日、溝口半兵衛は、御居間書院において、御直々に仰せつかった。「来夏の江戸御参勤の節は、お供詰するように」。同日、溝口貢も江戸お供詰めを仰せつかった。

・同年十二月十八日、溝口半兵衛へ、表御用部屋にて次の通り仰せ付けがあり、御寝間に召してお話があった。「医学館掛りを仰せつけるので、山庄小左衛門と申し合わせ、諸生の出席等が増すように世話をすること」。

・同年十二月十八日の夜、堀多門から、次のような御内意があった。他の年寄中にも申し聞かされたとのことだが、差し控え伺いの儀ではないとのことだった。「先年の江戸詰の節、御目付中などと一緒に藩邸から他行いたし、小屋で酒盛り等もあった。正月上旬にも他行等いたし、御役方につき不行き届きのことがあった。今度の江戸でのお供詰め中は、先年のような不謹慎がないように致すべし」。

#### 【天明四年(一七八四)】

・正月三日、今朝の御礼の節、遅刻したので、差し控え伺いを出したところ、同日夕方、その儀に及ばぬという挨拶があった。これは、裏御用部屋へ御拵えのためにいたところ、御目付の誰も延引を知らせなかったということで、御目付当番の加藤勘左衛門が差し控え伺いを出したことに關してである。

・同年閏正月八日、松平肥後守様の家来である上田三太夫が内用があつて、当国へ差し下された。これまでに、半兵衛と文通していたところでは、「去年の卯年、会津表は凶作であつて、家中の御扶助も難渋しているので、米一万俵を無心するための掛合にきた」とのことだった。半兵衛は、数度、三太夫との掛合を仰せつかったが、会津藩からは金の決裁はなく、身元質として町人・百姓を十三人調達するが、金の決裁と御引き替えは出来難いということだった。

・同年閏正月九日、上田三太夫から、次の品物を送ってきたので、受け取つてよいかをお伺いしたうえで、受納した。「盃台、朱塗金にて信夫蒔絵、一箱」「生鮭、二疋」。  
 ・同月十日、半兵衛宅に上田三太夫が立ち寄った。また同月十六日には、三太夫の旅宿である当町鍵屋喜左衛門宅へ半兵衛が出向き、御用向きの掛合をした。同月十五日、三太夫は登城を仰せつけられ、殿様御直々にお尋ねがあった。上田三太夫からは、「会津細工、象眼筒、一分三厘」が献上され、上田へも下し物があり、半兵衛が手渡した。

・同年二月三日、嫡子俊太郎が出生した。

・同年二月五日、会津家中上田三太夫より、飛脚が来て、肥後守様より銀五枚を下

し置かれた。

・同年三月十三日、表御用部屋にて、溝口貢と長井平馬に対して、「貢と長井平馬の娘との縁組を認める」との仰せ付けがあった。  
 ・同年四月五日、召仕の若党小藤太が養子となることが認められた。五月八日、その養父が同心に召し抱えられた。

・同年四月二十九日、御目見得二の間において、溝口長三郎は次の通り仰せつけられた。堀善太夫が同席した。「その方は、年頃にもなったので、御知行七十石を下し置かれる。五番組付とし、寄附に御番入りとなるので、謹んで相勤めるように。御礼次第は、小幡惣十郎、溝口長三郎、由良弥太夫の順。組付次第は、嶋村小十郎、溝口長三郎、神崎政孝の順」。

・同年五月一日、溝口長三郎から次のように差し上げて御礼とした。知行と組付の御礼として、「巻鯛、木地へぎ」。若殿様へも、銀子十匁。  
 ・同年五月十二日、溝口長三郎は、御知行の御印紙を頂戴した。

・同年五月十八日、御発駕につき、半兵衛は会津通りのお供にて登り、同月二十六日に江戸着。溝口貢も、同じ。七月一日、松平伊賀守様の代わりに、藩は大手組御防ぎを相勤めた。

・同年七月一日、溝口長三郎は、御厩の稽古を仰せつかった。  
 ・同年七月四日、溝口長三郎は「佐太夫」と改名することが認められた。  
 ・同年十一月十五日、半兵衛の実名を「長裕」と改名した。  
 ・同年十一月十六日、溝口佐太夫と、林松三郎の妹との殿縁組が認められた。

#### 【天明五年（一七八五）】

・正月二十九日、藩が、細川能登守に代わって、神田橋の御門番を勤めることとなり、溝口貢はこの番の役を仰せ付けられた。

・同年八月四日、半兵衛が、以前から病気がひどくなって快復の見込みがないので、新発田への帰郷を願っていたが、やっと認められた。八月六日に、江戸を立出。同十五日に、新発田に到着した。溝口貢も、半兵衛を看病するために、帰郷を願っていたところ、これも認められた。半兵衛の帰郷に伴って、町医の佐藤寿庵も修行のために江戸に出ていたので、彼を同伴した。その他に、同伴者が二名いた。

・同年八月二十五日。溝口佐太夫は、出火の節には、稲荷橋の固めをするようにと仰せ付かった。

・同年八月二十八日。半兵衛の病が、追い追い快方に向かったので、歩行（外出）することが願いの通りに認められた。

・同年九月三十日。溝口貢と長井平馬の娘との婚姻が、整った。  
 ・同年十月五日。溝口貢は、婚姻の御礼として、御樽代二匁を差し上げた。同日、貢の江戸詰中の御番方が皆勤だったので、御目録二百疋が下し置かれた。

・十二月四日。堀太夫宅の寄合の席にて、次の通り仰せ付けられた。ちなみに、半兵衛は、「若殿様御退身の一件」に付き、十一月一日から、病身を押し出動していた。この日（十二月四日）の半兵衛への仰せ付けの内容は、「江戸表の御用人の人数が少ないので、半兵衛は出府して江戸詰するように」とのこと。支度ができ次第、なるべく速く江戸に出府するようにとのことだった。

#### 【天明六年（一七八六）】

・正月元日。日蝕。

・正月十二日。次の通り、仰せ付けられた。半兵衛は病なので、溝口貢が名代として承った。「昨年十二月に、なるべく速く江戸に出府すべく仰せ付けたところ、半兵衛からは、不快が耽しかとも改まらない、その上に、寒邪気がまたまた塞がったりすることがあるので、江戸出府は差し延べにしてほしいとの願書があったが、藩主のお聴きになるところとなった。江戸詰の儀は、しばらく御免とするので、その間、ゆるゆると療養いたすがよいとの思し召しがあった」。

・同年二月二日より、半兵衛は病を押し出動した。このたびの「御退身」（若殿様をめぐる激動）の一件をめぐる対策のための出動である。この月二十一日、貸金のうち三分の一にあたる、十五両永百六十六文六分七厘がお渡しになった。

・同年三月九日。御目見二ノ間において、溝口巨理、および目付の板倉理兵衛が同席して、次の通り溝口内匠から、半兵衛に申し渡しがあった。「家老としての御仕置き役、ならびに組頭の役を仰せ付けられる。御加増は二百石。これまでと併せて七百石になるので、御役中は入念に仕事に勤めるように。また、中柄傘の待遇とするので、役料として米五十俵も下される。御礼次第は、佐治角右衛門・溝口半兵衛・堀太夫の順とする」。

同日、大書院において、半兵衛が組頭となった組の者たちは半兵衛の指図に従うようにとお達しがあつて、半兵衛は組の藩士たちを謁した。また、溜ノ間詰の役人にも、同様に謁した。

・同年三月十三日。窪田平兵衛宅において。溝口巨理が立ち会いとなって、御家老

役の誓詞を差し出した。

・同年三月十五日。半兵衛に、(家老職と組頭への)昇進と加増の二つの慶事へのお札を届けるように、達しがあった。届ける相手である藩主たちは江戸にいるので、使者に次の通りの物を差し上げさせるようにとのことであった。

殿へのお札。家老と組頭になったお札に、太刀一腰。馬代、銀三枚。加増のお札に、銀子一枚(木地台)。

若殿へのお札。家老と組頭になったお札に、御肴一種(木地台)、御樽代五百疋。加増のお札に、御樽代錢百疋(木地台)。

清源院様へのお札。二つの役職と、加増のお札として、御肴一種(木地台)。御樽代、錢百疋(木地台)。

以上の献上品は、三月二十五日に、召使いの橋本伊佐右衛門に持たせて江戸に届けた。四月九日、御披露が済んだ。

・同年三月十九日。半兵衛宅にて、同役(家老たち)の初めての寄合が催された。

・同年五月七日。寄合の席上で、溝口内匠より申し聞かされた。「以前に、お役目として、御記録調べ方、ならびに医学館御用懸りを仰せ付けたが、この二つとも御免となる(役職を解く)」。

・同年七月五日。御目見二ノ間において、半兵衛は、次の通り仰せ付けられた。「江戸表は、この節、御用が多いので、出府を仰せ付ける。今月の下旬までには必ず出立するように」。

・同年七月二十六日。道中の付き添いとして、山内甫右衛門が命じられた。これは、去年以来の不快が、今以て、しかも治らないからである。

・同年七月二十九日。江戸に向けて出発。会津通りの登り。会所役人の片山曾太夫を召し連れて、八月九日に江戸に到着。

・同年八月十三日。半兵衛への観浄院様からの送り物が、次の通り、御納戸から下し置かれた。中山喜右衛門が使者であった。「御紋付御熨斗目御小袖を一つ、御袴を一具」。

・同年九月十二日。半兵衛の家の替紋は「井桁崩し棒違」を付けてきたのを、「二本増井桁菱」御紋に変えたいということ、かねがね願っていたところ、「溝口」という同姓であるから、自由に付けてよろしい」という結論が、佐藤八右衛門をもって、「御免許可」の書き付け一通と共にもたらされた。このことは、里村次兵衛へ、書き付けをもって相届けた。

・同年九月十三日。梶新五左衛門・鈴木三太夫・寺田武兵衛の三人の用人から、こ

のたびの「御退讓」に伴って、半兵衛に「御隠居の御用懸り」を仰せ付けたいと殿が思し召しであるという内意が伝えられた。本来はこの役を里村次兵衛に仰せ付けたいとかねがね思し召しであったが、何せ高齢でもある。里村に観浄院様の御家督の懸りを仰せ付けようとされ、その内意も得ていたが、その矢先に逝去されるということがあった。それで、またまた別の懸りに命じようとしても、里村はお請け致しかねるということだった。半兵衛の任命に関しては、いずれ仰せ聞かせがあるが、まず三人の用人に半兵衛の意向を伺わせたいことである。半兵衛は、未熟の自分が大役に就くことに対して、おぼつかなく、差し支えがあるかもしれないので、恐れ奉るけれども、お請けする旨を申し上げた。

・同年十月一日。江戸の御居間書院にて、御用人の梶新五左衛門と御目付の小谷弥惣左衛門が同席して、御用人の坂井忠右衛門から、次の通り、印紙を頂戴した。組付の印紙が一通。御加増の御判物が一通。

・同年十月十日。御寝間において、次の通り、御直々に仰せ付けられた。「御隠居御家督の御用懸りを仰せ付ける。ただし、用人中、坂井忠右衛門にも、右同様、申し付ける」。

・同年閏十月六日。昨夕、御老中様方の連名の奉書が到来した。殿様の御名代・南部内蔵頭様、若殿様の御名代・山口伊豆守様が御登城なさったところ、江戸城の波の間において、殿様の御隠居と若殿様の御家督が相違なき旨、仰せを蒙った。ただし、公辺の御用は、滞りなく相勤めるように、とのことであった。

・同年閏十月二十二日。俊太郎の名前を、溝口右馬允と改めた。

・同年十一月十五日。御家督の御札を、名代の山口伊豆守様を介して首尾良く仰せ上げたので、清涼院様と観如院様は、半兵衛と坂井忠右衛門にお会いになり、お二方様より、御手ずから、次の品を御用懸りに下し置かれた。ただし、添え物の肴は、御手ずからではなく、御次の間にて下し置かれた。「清涼院様よりは、白縮緬一疋と、鯉三本。観如院様よりは、琥珀絵袴の地二反と、鱸二本」。

右の下し物への御札として、同月十七日に鮮鯛を一折ずつ、半兵衛からお二方へ差し上げた。

・同年十一月十九日。溝口左太夫は、御近習を仰せ付かった。

・同年十二月二十三日。御隠居様より、御手ずから、御熨斗目一つを下し置かれた。・同年十二月二十四日。御寝間において、御手ずから、次の通り、下し置かれた。「御刀、一腰。御拵付、豊後国宣行作。三所物、法橋真乗作」。

同日、時計の間において、御家督につき、次の通り下し置かれた。「御紋付御上下、

一具。御小袖、一重」。

・同年十二月二十七日。御家督御用懸りの役を滞りなく勤めたということで、数々の品を御手ずから拝領したことへの御礼として、半兵衛からも鮮鯛一折を、差し上げた。

・同年十二月二十七日。御納戸役の寺尾吉兵衛から、次の通り、下し置かれた。「御裏付き御上下、一具」。

【天明七年（一七八七）】

・二月十六日。溝口佐太夫は、当夏の江戸詰を仰せ付かった。翌年の六月十八日、佐太夫は、新発田に戻った。

・同年二月二十七日。溝口貢の妻が、女子を出産した。名前は、「おこと」。寛政四年八月二十九日に、病死した。

・同年三月二十日。召仕の中間・太蔵が、定役として召し抱えられた。

・同年四月二十二日。半兵衛は江戸を出立。信州通りの下り。五月四日に、新発田に到着。道中、医師の小浜玄岷が差し添えられた。

・同年五月五日。御巡見御下向の節、沼岡への出張を仰せ付かった。

・同年八月十五日。御代替わりに付き、御印紙を渡された。九月二日。御先代の御渡し（一覧表のようなものか）が完成して、御法度書懸りの御用人中へ差し上げた。

・同年九月十九日。大手御門鍵御預けは、これまで山庄小左衛門だったが、病気に付き、同日より、半兵衛が鍵元を相勤めることとなった。

・同年十二月二十五日。溝口佐太夫は、お手元骨折に付き、二百疋を下し置かれた。

【天明八年（一七八八）】

・三月二日。溝口貢の屋敷と、隣家の本川藤兵衛の屋敷とを双方にて、割屋敷とすることが認められた。

・同年四月十九日。貢の居宅の建て替えが、願いの通り認められた。

・同年四月十五日。「おなり」が出生した。同月十七日。産穢御免。

・同年四月二十九日。溝口貢の妻が男児を出産した。

・同年五月十二日。掛蔵小路の割屋敷を、溝口佐太夫が下し置かれた。家作料の三十五両は下し置かれるので、自分普請を仰せ付けられた。

・同年七月十四日。「おひさ」が出生し、翌十五日に産穢御免。

・同年八月十六日。召仕の鷹平が、御草履役として召し抱えられた。

・同年八月十九日。溝口佐太夫と、林松三郎の妹との婚姻が相整った。

・同年八月二十三日。溝口佐太夫が、御樽代二匁を差し上げて、婚姻の礼とした。

【寛政元年（一七八九）】

・正月二十三日。御巡見。

・同年正月二十七日。溝口半兵衛は、次の通り、会所において仰せ付けられた。「当春、速水九馬と代わって江戸詰するように。三月末、遅くとも四月上旬までには出府いたすべし」。

・同年二月九日。溝口佐太夫が、当夏の江戸詰を仰せ付かった。

・同年三月二十三日。溝口貢が、当夏の江戸詰を仰せ付けられた。六月十七日に出立した。江戸詰中は、表御取次を仰せ付けられ、翌年六月十三日に新発田に戻った。

・同年五月二十七日。溝口佐太夫は御手元御免となり、御寄附御番入を仰せ付けられた。

・同年六月三日。御巡見使の筑紫従太郎様、大久保長十郎様、堀八郎右衛門様が、当町に御止宿につき、溝口内匠と溝口半兵衛は当町に出張した。半兵衛は、下町の皆川屋三ノ助宅に止宿した。

・同年六月六日。召仕の若党の弁六が、望みの通り、御門番に召し抱えられた。

・同年六月十四日。溝口勘解由左衛門が出生した。

・同年閏六月五日。御用部屋にて、次のように溝口半兵衛に仰せ渡しがあつた。「当夏の江戸詰を仰せ付けたところ、先だつて、内々に辞退したいという書き付けを提出したが、尤もであるので、当年の江戸詰は御免とする。来春には、代わりに江戸詰となるので、さように相心得べし」。

・同年八月二十一日。溝口佐太夫は、出火の節には、下町木戸の固めをするように仰せ付かった。

・同年十月五日。溝口半兵衛に、次の通り、下し置かれた。「御紋付御上下、一具。銀、二枚」。これは、先の御役中、御記録御調べ懸りを、半兵衛が重立ちて、重要な御調べを相勤めてきたが、この節、全部が出来上がったので、藩主が御喜び至極に思召されたのによつて、下し置かれたのである。

【寛政二年（一七九〇）】

・正月十八日。溝口亘理宅にて、溝口半兵衛は次の通り、仰せ付かった。「去年の夏の江戸詰を御免の節に、当春の登りを仰せ付けておいたが、当春、速水九馬と

交替を仰せ付けるので、四月上旬までに出府いたすべきこと。」

・同年四月五日。半兵衛は、出立。去年の冬に、御高替えの仰せを蒙り、陸奥国の信夫郡、田村郡、楢葉郡など、二万石高替えの村々を巡村してから江戸表に出府するといふ申し合わせだったので、加治川渡り、米沢通りの登りであった。医師の小浜玄岷と会所役人の高木林太夫が差し添えられた。四月二十日。江戸に到着。六月十四日。有馬左兵衛左様の代わりに、桜田組の御防ぎを相勤めることになった。

・同年五月八日。御用部屋にて、目付の井上半太夫出席のうえ、次の通り、九馬から申し聞かされた。「御領分の高替えに伴い、自分の知行のうち二百石を、この節、藩に返上したき由の願いがあり、格別の存じ寄りと殿様は思召し召してはあるが、これは認められないことである。このたびは、一統の知行を借り上げることにする。また、蓮湯新田の請地三町歩を藩に差し上げたいという願いも、殿様も尤もなことでと思召されたが、これも認めない。現在のまま、所持するようにと申し渡す」。

・同年六月十八日。溝口三九郎が、出生した。

・同年六月二十一日。溝口貢が、御鉄砲方を仰せ付かった。

・同年七月七日。御前において、狩野由信筆の「雲中の福祿寿」という御席絵を一枚、下し置かれた。

・同年七月十日。里村官次から、次の通り、お達しがあった。「旧冬の過分の村替えにつき、御役料米を差し上げたき趣の願いがあり、まことに尤もなことではあるが、このたびは一統の御役料米を減じるといふことにするので、願いの趣は沙汰に及ばない」。

・同年八月朔日。溝口貢は、御目見三ノ間において、次の通り仰せ付けられた。「御目付役を仰せ付けられるので、同役と力を合わせて相勤めるように。御礼の次第は、御直々に、(以下、判読困難)」。

・同年八月五日。溝口佐太夫は、御鉄砲方支配を仰せ付けられた。

・同年十一月十五日。御寝間において、半兵衛は、御直々に、次の通り仰せ付けられた。「来春の御袖留と御元服の際の理髪役、ならびに来夏の御入部の際の御供下りを仰せ付ける」。

・同年同月同日。矢公より、堀部市郎左衛門を介して、半兵衛が出精して相勤めているので、何ぞ下し置きたいという格別の思召しがあることを伝えられた。

・同年十一月二十四日の夜。矢公より、御手ずから、狩野常信筆の「柳に鷺」の御掛物を一服、拝領した。

・同年十一月二十六日。松平伊豆守が、半兵衛に御目見得を許される旨を、岩上九助、水野小一左衛門より、手紙で申し来たった。これは、半兵衛の出精につき、安藤彦四郎様をもって、伊豆守様へ清涼院様よりの仰せごとがあつて、今度のお目見えとなったのである。以上の経緯は、清公より、鈴木三太夫を介して伝えられた。

・同年十一月二十九日。豆州様への御目見えは、滞りなく済んだ。御吸い物と御酒を下し置かれて、御意を蒙った。

・同年十二月二日。琉球人が登城した。殿様はお忍びで、八代洲河辺の与力・服部源兵衛の宅へお入りになった。半兵衛も御供したので、即日、御手ずから、御盃一つ、小簞筒一つを下し置かれた。

・同年十二月二十九日。清涼院様より、御上知御引き渡し状のうちに、書き損じがあったことにつき、半兵衛が心労したことに対して、御手ずから、小紋縮緬を一反、下し置かれた。

#### 【寛政三年(一七九一)】

・二月朔日。次の品が、御手ずから半兵衛に下し置かれた。「御紋付御長上下、一具」。これは、御理髪役を仰せ付けるにつき、下し置かれたものである。

・同年二月二十七日。吉辰に就き御袖留があり、半兵衛は御理髪を滞りなく相勤めた。次の通り、半兵衛から差し上げ、また半兵衛へ下し置かれた。半兵衛から差し上げたのは、「御箏刀、一对、鮮鯛、一折」。半兵衛に下し置かれたのは、「鯉、一折。御樽代、三百疋」。

・同年二月二十八日。殿様が御出勤にて、初めて月次の御登城あそばしたところ、首尾よく済まれたので、清涼院と観如院様より、次の通り、御手ずから下し置かれた。「(清公より)茶縮緬、一疋。(観公より)帯、一筋」。

・同年三月二十五日。直養公が半兵衛の小屋にお腰を懸けられ(お立ち寄りになり)、御多葉粉等たばこを召し上げられた。床の間には、御袖留の節に拝領した飾幅を懸けておいたのを御覧になった。

・同年三月二十七日。月次の御出仕で御登城なさり、勤めも無事に済まれたので、御喜遊ばして、半兵衛に御手ずから次の品を下し置かれた。「御振袖御紋付御羽織、一つ」。

・同年三月二十七日。清涼院様より、七十の御賀につき、老女をもって、半兵衛に、次の品が下し置かれた。「三つ組御盃、若松に露の蒔絵、一箱」。

・同年五月六日。御前髪をお執りになるので、御理髪役を滞りなく相勤めた。次の

通り、差し上げ、また下し置かれた。「(半兵衛に下し置かれた品) 御帷子、一重。鮮鯛、一折。銀子、二枚」。「(半兵衛より差し上げた品) 御樽、一荷。鮮鯛、一折」。

・同年同月同日。清涼院様、観如院様より、御手ずから、次の通り、下し置かれた。「(清公より) 上下地、一反。(観公より) 絵縮緬、一反」。

・同年六月十九日。直養公より、服部市郎左衛門が御使いとなって、去年より、大事な御用向きを幾つも半兵衛が相勤めて出精したこと、ならびに、今度の御入部の御供も相勤めるので、新発田に到着する日に用いるようにと、半兵衛に次の品を下し置かれた。「銀亀甲象眼御鏡、一具。箱入、加州永次作」。

・同年六月二十一日。御入部につき、御納戸方をもって、半兵衛に、次の通り下し置かれた。「御上下、一具。御帷子、一つ」。

・同日。次の通り、清涼院様、観如院様より、半兵衛に、両家老をもって下し置かれた。「(清公より) 袖上下、一具。御硯蓋、二面、箱入」。「(観公より) 縮、一反」。

・同年六月二十三日。御発駕。会津通り。七月三日に御入部。半兵衛も御供して新発田に到着。

・同年八月二十一日。次の通り、半兵衛に仰せ付けられた。「(半兵衛の) 妹で、故・仙石部之妻、年少に付き、双方熟談のうえで、溝口家に引き取り戻したき旨、願いの通りに認める」。

・同年八月十五日。溝口貢は、来夏の御供話を仰せ付かった。

・同年十二月十五日。溝口貢は、来夏の御供話を仰せ付かった。

【寛政四年(一七九二)】

・正月二十六日。溝口佐大夫を、再び御近従に仰せ付けられた。二月二十四日、佐大夫は当夏の江戸御供話を仰せ付かった。

・同年六月十六日、「おさめ」が出生した。

・同年八月十二日。「おわり」が出生した。

【寛政五年(一七九三)】

・同年三月十三日、半兵衛の妹と、湯浅斎との後妻縁組が認められた。

・同年四月十八日、「おりの」が湯浅斎の家へ引越し、婚姻が相整った。

・同年五月十六日、御留守詰めのため、会津通りで江戸に登り、同月二十五日に到着。

・同年十二月五日、次の通りに仰せ付けがあったが、半兵衛は江戸に出て新発田を留守にしていたので、名代として堀善太夫を差し出した。「半兵衛の倅・右馬允に、申し召しによって、来年正月二日の御目見得を仰せつける」。

・同年十二月十九日、溝口貢と溝口佐大夫は、来夏の御供話を仰せ付かった。

・同年十二月二十一日、矢公より半兵衛に、骨を折って相勤めているので、河村千蔵を介して、「八丈縮、一反」が下し置かれた。

【寛政六年(一七九四)】

・正月二日、溝口右馬允の初めての御目見得の御礼として、銀子五匁を差し上げた。御隠居様へは、銀子三匁。半兵衛からも御隠居様へ、湯浅斎を名代として、御肴一種を差し上げた。

・同年正月二十八日、溝口右馬允は、二階下詰めを仰せ付かった。

・同年二月十二日、「お貞」が出生した。

・同年六月五日、清涼院様より、詰中、段々の御用向きの取り計らい方について、柄下様(豆州公のことである)から御尊などがあつたうえに、蟄居の儀も半兵衛が滞りなく取りはからつたので、御意のみで御印がなくなつてはいかかかということ、病中の御床の中から、御手ずから琥珀縮み裏付き袴地一反を下し置かれた。

・同年六月十二日、直養公より、詰中に出精したので、御意の上、御手ずから、御印蔵を下し置かれた。泰重作の緒メ、根付ともども授かった。

・同年六月十四日、清涼院様より、(半兵衛が新発田へ)まかり下るにつき、御手ずから半兵衛に下し置かれた。「御袴地、一反。御手品、数々。そのほか、妻へ進めるための縮帷子地、一反」。

・同年六月十六日、御留守中に出精して相勤めたこと、ならびに清涼院様の御病氣中に心労したことに対して、御意の上で半兵衛に御手ずから、「夏御継袴、一具」が下し置かれた。

・同日、御在所へまかり下るにつき、御帷子一つを、御納戸から下し置かれた。

・同日、清涼院様と観如院様より、翌月に立出するにつき、縮緬、一反ずつを、交御肴一箱ずつを添えて、半兵衛に下し置かれた。

【寛政七年(一七九五)】

・三月二十六日、四郎丸八が出生した。

・同年八月三日、召仕の若党衆助が、願いの通りに御足輕に召し抱えられた。

・同年八月十六日、召仕草履取の甚七が、御草履取に召し抱えられた。

・同年八月二十六日、半兵衛は、次の通り仰せ付けられた。「その方は勝手向きが手狭になり、御用向きにも差し支えるので、このたび継ぎ足し普請を望んでいたところ、経済的に難渋している旨をお聞きお呼ばれ、金五十両を渡される」。

・同年九月一日、沢田平左衛門の母が病死した。父方の叔母であるので、忌中届けを出した。

・同年九月十三日、「お静」が出生した。

・同年九月十八日、半兵衛の倅・右馬允の袖留を十二月二十四日に祝うことが認められた。また、長女を湯浅権太郎と、次女を溝口元太郎と、それぞれ縁組させることの伺いが済んだ。

・同年十二月十三日、御紋付御小袖を一つ、下し置かれた。

・同年十二月十五日、半兵衛は御直々に、本夏の御参勤の節に御供詰めすることを仰せつかった。また、溝口貢と溝口佐太夫も、御供詰めすることを仰せつかった。

#### 【寛政八年(一七九六)】

・三月十九日、湯浅権左衛の倅権太郎と、半兵衛の娘との縁組が認められた。

・同年三月二十日、御寝間において、半兵衛は御直々に、今年の秋の御婚姻の御用懸りを仰せつかった。

・同年三月二十八日、溝口貢の次男・八右衛門が出生した。

・同年四月五日、半兵衛の娘と、溝口元太郎との婚姻が認められた。

・同年四月七日、溝口貢より、次男に神子田の苗字を名告らせることを届けた。

・同年四月三十日、溝口佐太夫は病気につき御供登りを御免となった。ただし、快復次第、まかり登るようにとの仰せであった。

・同年五月三日、溝口貢は御直々に、「御番頭役御加増三十石」を仰せつかった。

・同年五月三日、召仕若党の道蔵が、地組明き組に、願いの通り召し抱えられた。

・同年五月六日、留守中は役馬がないので、倅が騎乗を習うための馬を処置してほしいとの願いが認められる旨、御用人中から申し聞かされた。

・同年五月八日、御式舞台にて、同役中に輪講を仰せつけられ、半兵衛は『論語』学而篇の末章(最終章)の「不患人之不己知章」を講じた。

・同年五月九日、溝口貢は、御加増の印紙を頂戴した。

・同年五月十八日、御発駕。会津通りの御供をして出立。二十七日に江戸着。藩は毛利石見守様に代わり、大手組の御防ぎを相務めることになった。

・同年七月二十四日、御婚姻御用懸りにつき、金七両をお渡しになる旨、仰せがあった。

・同年九月一日、湯浅権左衛門正苗の母が病死した。叔母につき、忌中届けを出した。

・同年十月十三日、御寝間において、半兵衛は御直々に、御婚姻御用懸りを滞りなく相務めたことに対して、次の品を下し置かれた。「御熨斗目、一。銀子、五枚」。また、御婚姻御用懸りに対して、観如院様からも、「琥珀縮表付き袴地、表裏ともども。小紋縮緬、一疋」を、十月五日にお手ずから下し置かれた。

・同年十二月十三日、溝口佐太夫は、病気に付き、江戸詰めを御免となった。

・同年十二月十四日、御召し卸しの御熨斗目一つを、御納戸を介して下し置かれた。

・同年十二月三十日、直養公より、半兵衛へは直接に下し置きたいという意向があったけれども、公は御病気で立ち放れがたいということで、「河村千蔵を使者として、「八丈縮、一疋」を下し置かれた。

#### 【寛政九年(一七九七)】

・正月二十四日、直養公より、河村千蔵を使者として、半兵衛の四十二歳の厄年であることをお聞き及ばれ、にぎにぎしく相祝うべしということで、金五両が下し置かれた。

・同年二月五日、年賀を相祝っていたところ、上々様、御路の様より、御肴を下し置かれた。直養公より、半兵衛は、大盃(鶴亀松蔭絵、梶川作)一つを箱入りで拝領した。

・同年五月十一日、殿様の御病気の後の御養生がだんだんとよくなってきたので、御感あって交御肴を一折、下し置かれた。

・同年五月十八日、溝口佐太夫が病死した。

・同年七月八日、詰中は政務多忙であったが、半兵衛はよく相務めたので、御手ずから、「御紋付紹御羽織、一つ」を下し置かれた。観如院様から、成嶋市之進を使者として、「御袴地、一反」を、奥様からも成嶋を使者として、「御菓子箆笥、一つ」を、矢公よりは御納戸を使者として「御縮、一反」を下し置かれた。

・同年七月十七日、御目見得三の間において、溝口左金吾へ、次の通り仰せ付けがあった。丹羽平太夫が同席した。「そなたの亡父の佐太夫は、御納戸向き御用立を相務めていたので、格別の思いを持って、幼年のそなたなれども、跡式知行七十

石を、相違なく下し置かれる。御城代組を申しつける」。

・同年七月十日、江戸を御発駕。会津通りの御下向。同月十九日に、滞りなく御帰城につき、御供着した。

・同年七月二十日、溝口貢の祖母が病死した。

・同年十月十日、御用部屋にて、仙石九郎兵衛から、溝口半兵衛と林松三郎に、次のように仰せ付けがあった。御目付の入江八郎左衛門が出席した。「故溝口佐太夫の妻のことにつき、溝口家と林家が熟談のうえ、松三郎方へ差し戻すように願ったことを、殿様はお聞きに及ばれた。家柄のこともあり、認めるのが大変に困難ではあるが、半兵衛より申し立ての筋々を聞くと一理があると思し召され、格別のお心を持って、双方の願いの通りに認めることにする」。

・同年十一月二日、溝口右馬允は、御近習御次詰を仰せつかった。

・同年十二月一日、御疱瘡が滞りなく相済んだので、半兵衛に「御紋付御小袖、一つ」を下し置かれた。

・同年十二月二十三日、御用部屋にて、次のような御書がある旨、里村官次から申し渡された。「そなたは、前々より勝手向き難渋していたが、最近は特に立ち行きがたくなつた旨、聞き及んだ。そなたに重き役を仰せつけ、そなたが心労しながら相務めていることを知っているので、そなたの難渋を気の毒に思い、御金百兩を下し置くことにする」。

【寛政十年（一七九八）】

・正月五日、「おさめ」が病死した。

・同年正月二十五日、溝口右馬允と溝口勘解由左衛門が、病死した。

・同年同月同日、佐治義八を使者として、半兵衛の倅右馬允をはじめ、大勢の子どもたちが疱瘡を患っていることについて、殿様から内々にお尋ねがあった。

・同年二月一日、「おひさ」が病死した。

・同年二月九日、「おさだ」が病死した。

・同年二月二十一日、出勤したところ、御納戸中から手紙があり、病気のことで殿様からお尋ねがあり、御肴を下し置かれるべきところ、喪中でもあるのでそうも出来なかつたが、このように出勤してきたので、交御肴を一折、下し置かれるとこのことで、頂戴した。

・同年四月一日、半兵衛は、靈光院様と養姓院様から贈り物を頂戴した。霊公より、「三幅対、中央は猩々、左右は吉野と立田。石川叟筆」。養公より、「三幅対。中央

は寿老人、右と左は山水。周信筆」。

・同年四月十六日、御用部屋において、半兵衛は、太夫から申し渡された。「そなたは、先だつて嫡子の右馬允を亡くされたが、安堵のために、三九郎をいまだ幼年ではあるが、御目見得を申しつける。その時期は来月の節句にすると、殿様は思し召しである」。

・同年四月二十五日、松平左兵衛佐様の貞裕院様への贈り物である二幅対（竹雀の画、覚信筆）を下し置かれた。

・同年四月一日、半兵衛の妻が、出湯村へ入湯にまかり越した。同月三日、帰った。月番へ届けたばかりであった。

・同年五月三日、次の通り太夫から申し渡された。「三男の三九郎は来る五日に御目見得の予定であったが、疱瘡の後遺症のため、今もって立ちかねるので、来年の殿様の御下向まで差し伸ばしたいという願い、聞き届ける」。

・同年五月十四日、溝口左金吾へ、御知行の御印紙が下し置かれた。

・同年六月九日、「お修」が誕生した。

・同年十一月十六日、成安院様より、半兵衛へ御贈り物があった。「御印籠根付、御メとも。継裏付袴、一具」。

・同年十二月十九日、召仕の山口弥惣が、朝廻り近習に召し出された。

【寛政十一年（一七九九）】

・七月十六日、溝口内匠殿より、去年申しつけた三男の件につき、来る十八日に初めて御目見得するように申し渡すという意向が伝えられた。三男をいずれの詰所に差し出すべきか伺ったところ、二階下へ差し出すように指図があった。これは、昨年、御目見得が延期されていた件である。

・同年七月二十九日、家来の太五六が酒を飲んで暴れることがあり、町屋へまかり出て騒がした件につきお尋ねがあり、また次の通り仰せがあったので、半兵衛は同月三十日に差し控え伺いを出した。「そなたの家来の太五六が酒を飲んで乱暴に及んだ件につき、去る十六日に誣議したところ、事実と相違ないことがわかつたので、不届きに付き、手鎖を仰せつける。手鎖の期間は、隔日に封印を改める」。ただし、当日の夕方、半兵衛に関しては差し控えには及ばぬという挨拶が、半兵衛にあった。

・同年八月七日、御目見得の間において、三九郎は、初めて御目見得した御札として、銀子二匁を差し上げた。半兵衛もからも、「御肴一種、代銀二匁」を差し上げた。

・同年九月二十日、年寄中より連名の剪紙が到来し、翌二十一日に登城したところ、御居間書院の御前において、半兵衛へ御直々に仰せ渡しがあつた。「この度、格別のお心をもつて、五町歩を永く下し置く」。

同日、御用部屋において、里村縫殿、目付の佐治藤右衛門も同席して、官次よりお達しがあつた。「そなたは前々から勝手向きが不如意であつたけれども、近年家族が多くなり、加えてうち続いて凶事があつたので、これまで以上に家計が差し支えるようになったことを殿様がお聞き及ばれ、この時節柄ではあるが、格別の思し召しをもつて、御判田を下し置かれる。御役料米も、これまでの通り、そのまま下し置かれる。御判田の場所の儀は、追つて知らせる」。

【島内注。このあたりから筆者の文字がかなり乱れてきて、大変に判読しづらくなる】

・同年九月二十六日、元締中勘定奉行中より、連名の手紙が来て、下勘定方の市川佐野右衛門を介して、このたびの拝領地の書付を差し渡された。

・同年十月一日、土地拝領の御札として、鱸を一本、木地台にて差し上げた。

・同年十二月十五日、御年寄中一名の手紙が到来し、登城したところ、半兵衛へ、御寝間において、御直々に仰せ付けがあつた。「三組定免取納人御用懸りを仰せつける」。

・同年十二月二十八日、溝口三九郎の来年の年頭の御札を二日に請けることになつたということで、半兵衛は登城して、御樽代を年寄中の月番に差し上げた。附紙は翌日、御目付中へ差し出すようにと、年寄中の月番、里村官次より手紙で三九郎へ申し来たつた。

【寛政十二年(一八〇〇)】

・正月二日、溝口三九郎は御目見得ばかりの嫡子で、御中小姓の席にて、御目見得を申し上げた。詰所は、二階下であつた。

・同年正月三日、大鮎五枚、同七日鯉一尺、鴨二羽の揚げ物が下し置かれた。

・同年正月十九日、妾腹の女子が出生したが、月足らずの死産であつたので、即日、産褥御免となつた。

・同年二月五日、このたび、先祖書の続きを提出するように言われたが、元文五年(元文四年の間違いか)の際には先祖書そのものを書いていないので、「続き」を書くことができず、どのようにしたらよいかを里村官次へ伺書を差し出したところ、

ろ、同月十一日に、「自分の祖父の代から書いて提出するように」とのことだつた。  
・同年三月六日、半兵衛の家来である橋本伊佐右衛門の娘が、二月二十九日に、下勘定方・田宮右左衛門の倅・嘉一郎と婚姻した際に、槍二つ、小長持一つ、屏風箱、そのほか小道具、傘などを袋に入れて見送つたことが、とかくの風聞となり、時節柄、身分不相応であると、里村官次から会所役人や下柘筆を使わしてお尋ねがあつた。それに対して、半兵衛は、差し控えの伺いを出したところ、追つて沙汰があるということだつた。

同月十一日、右の件に付き、半兵衛へは一類中へ相談に及ばぬことが伝えられ、橋本伊佐右衛門には、次の通りに仰せ付けがあつた。「その方は、先だつて二度までも不覚の風聞があつた。そのたびに糺してきたが、このたび、またまたこのありさまである。畢竟、その方の不心得である。そのうえ、そもその勤務態度も、かねがねよくないので、今日からその方の扶持配当を召し上げ、仕事を取り上げる。その方の倅の大作は、未熟ではあるが、特に一人扶持で若党を務めることを認める。その方を屋敷内に留めることは出来ないもので、当月限りで引き払うこと。今後の奉公は、自分で勝手に見つけてよろしい」。

このことについて、去年の九月から今年の三月までの分として、三人扶持を差し渡した。倅の大作も、差し控え伺いを出したが、その儀に及ばぬとのことだつた。  
三月十八日、伊佐右衛門は長屋を引き払い、町屋へ移つた。

・同年三月十三日、御機嫌伺いのため、大甘鯛三本を差し上げることにし、裏御用部屋へ差し出して、披露のことをお願いした。

・同年三月二十三日、御先祖の浄観様の御忌日につき、上げ物の二重を作り、御前へも二重(胡麻垣色、色のし添え)、御納戸の窪田次郎を介してお手元の者に下し置かれるように、披露を頼んだ。即刻、披露が済んだ。

・同年閏四月九日、幾姫様の御婚礼が済んだので、お里披(お里帰り)の節、銀子二枚(木地台)が下し置かれる旨、里村縫殿より申し聞かされ、頂戴した。

・同日着の便りで、観如院様より、右の婚礼が済んだことを喜ばれ、次の品を老女・長浜の奉文にて下し置かれた。「短冊さし、一つ。しほり、一。大小楊枝差し、一」。

・同年五月一日、鉄次郎様の御初職につき、御裏にて、お吸い物とお酒を下し置かれた。今日の上げ物の中から下し置かれると云うことで、大交御肴を一折、下し置かれた。

・同年五月四日、三九郎と四郎丸八に、二人とも明日、御城中で御職を拝見し、その後で、御居間や御庭も拝見するようにと、仙石武右衛門(御側目付にて御納戸方)

から手紙で言ってきた。

- ・同年五月五日、三九郎と四郎丸八は登城して、表御用部屋で自由に時間を過ごした。二人は、半兵衛が退出するときに、一緒に裏御門通りで御職を拝見した。それより、南御門櫓堀大開戸を通って、御庭を拝見した。半兵衛も同道したが、御納戸の朝倉政之助と一緒だった。表御門から退出した。
- ・同年五月六日、前日の御礼として、鮮鯛一折を差し上げ、御納戸下浅左衛門に、御披露のことを頼んだ。

・同年五月九日、観如院様へ、「五重御盃台、黒柿にて、御在所物」を差し上げるため、成嶋市之進(奥目付にて江戸詰め)に宛てて、差し登らせた。

- ・同年八月二十四日、(江戸の)奥様と観如院様へ、屋敷の栗一箱ずつを差し上げた。
- ・同年十二月十八日、江戸から惣荷が着き、殿様からは「枝柿、二十五、蜜柑、二十入り、一箱」、観如院様と奥様よりは、「蜜柑、百入り、一箱」を、それぞれ下し置かれた。

・同年十二月十八日、午刻、溝口五十郎が誕生した。

- ・同年十二月二十三日、御用部屋において、御用人佐治藤兵衛、御目付服部藤右衛門出席のうえ、半兵衛に「御鞍、東城作、紫陽花蒔絵、ゆりね地、一口、箱入り、袋入り」を拝領した。これは、三組定免の懸りに心労したことに対して、鞍一口を下し置くようにと、江戸表から言ってきたからである。

【享和元年(一八〇一)】

- ・正月一六日、会所において、御目付の三田村丈四郎が出席して、里村官次から仰せ渡された。「当夏、江戸の御留守詰めを勤めるようにと、江戸表から言ってきた」。江戸からの手紙は、堀太夫と里村官次に宛てられたものだが、半兵衛も拝見した。

・同年五月十九日、御留守詰めのため出府。会津通りの登りで、同月二十八日に江戸着。

- ・同年六月十三日、御在所よりの暇を拝領する節に頂戴する縮緬一卷を、仙石武右衛門と渡辺伝次の手から下し置かれた。

- ・同年七月十七日夜、丑の刻過ぎに、嫡妻が急病にて病死した。法名は、慈光院秋月明田と号す。同月二十日、広沢山宝光寺に葬る。享年、四十六歳。俗称は、伊志。江戸詰で留守にしているのので、葬儀の指示を出した飛脚が、同月二十四日に着。八月六日までを、忌中とした。

- ・同年七月晦日、観如院様と奥様より、お悔やみの御餅菓子、御煮物、酢の物が、四重組で、奥年寄の奉文にて下し置かれた。

・同年九月十五日、御用部屋において、里村縫殿から、御目付の梶三郎太夫も出席して、次の通り半兵衛に仰せ付けがあった。半兵衛の留守預りの溝口貢が仰せつかった。「半兵衛は、御役方に心労致して相勤めているので、三九郎はまだ幼年ではあるが、思召しをもって、安堵するために嫡子となし、二階下詰めを仰せつける」。

・同年九月二十一日、逸見左近様より、先だって同役中の御用人中に下し置かれた「大小」を、拙者へも下し置くということで、拝領した。「肥前国忠吉、白鞘、刀」

「筑前福岡住守次、塗鞘入り、脇指」。この御礼として、「赤心報国」という文字が象眼された南蛮鏢、一枚を差し上げた。

- ・同年十月十五日、溝口貢の妻が出産し、女子が誕生した。「お館」と名付けた。
- ・同年十月十六日、奥様の筆跡の短冊を一葉、観公より下し置かれた。「名月」を詠んだ当座の和歌であった。

・同年十一月二十七日、新発田よりの惣荷が到着して、殿様より、御堀の真鴨を二羽、御納戸中へ書状を添えて下し置かれた。翌二十八日、持病の積氣(瘧疾)で引きこもっていると、観公と奥様より、交御肴を二折、下し置かれた。

- ・同年十二月三日、惣荷が新発田へ出立するので、御前に、枝柿一箱を差し上げた。
- ・同年八月、冷泉為泰卿の筆跡のお手本帖を、観公より拝見するように仰せつかった。これを筆写するために、この年十二月二十日、右の(冷泉家の)流儀の筆跡を、四品拝領した。

【享和二年(一八〇二年)】

・二月一日、公の二十五歳の御年賀につき、御用部屋において二汁五菜(じゅうごさい)の御料理を下し置かれた。又、同所において、御年賀の祝いとして、「羽綿、三把」を下し置かれた。

- ・同日、右の御祝いとして、一同より、交御肴を差し上げた。また、半兵衛の個人の立場で、「御土器、宝壽宝号、狩野梅栄七十三」と書いてある品を差し上げた。

・同年二月十三日、弥之助様へ、「竹鞭、一本」を差し上げた。同年十月二十四日にも、同じく差し上げた。

- ・同年二月二十七日、去る二十一日に在所を出た「五日着飛脚」(新発田と江戸を片道五日間で走る飛脚のことか)の足軽二人が遅延して到着した。御状箱が一つ

あり、里村縫殿の添え状にて、御書を下し置かれた。

・同年三月二日、江戸より「五日着飛脚」を差し立て、先だつて下し置かれた御書御請、ならびに奏文一通を差し上げた。

・同年三月二十三日、去る十八日に新発田を出立した五日着飛脚の足軽一人が到着。御所を下し置かれた。

・同年三月二十四日、病気につき、新発田に下つて養生したき旨を、岡五左衛門を介して佐治藤右衛門に願書を差し出したところ、即夕、認められた。佐藤寿庵と高木林大夫を差し添えてもらえらることになった。

・同年同月二十五日の夜、観公と奥様が半兵衛にお会いになった。

・同年同月二十七日、観公からは、「八丈縮、一反。菓子たんす(一、梅が枝てんぶ、二、松が枝てんぶ、三、しそこし)、一。御包みの内、品々。延命盃、同煙草入れ等」を、奥様からは、「はかた帯地、一筋。菓子たんす(一、きせん、二、干菓子、三、千波)、御包みの内、品々」を下し置かれた。また、左近様よりも、御硯蓋一面を御直々の書き添えで、下し置かれた。

・同年三月二十九日、江戸を出立し、会津通りの下向で、四月九日に新発田に到着。即夕、滞りなく着いたことを殿様よりお尋ねあり、交御着一折を下し置かれた。

・翌十日、出勤し、即夕、「会津大筆蠟、百挺入り、一箱。鮮鯛、一折」を差し上げた。

・同年四月二十八日、家来指股銀平が二人扶持配当五石で、執介役になった。

・同年四月二十四日(前項と前後の日付が逆になっている)、松平肥後守様の老中から添え状にて、半兵衛はじめ(新発田藩の)同役中全員に、「生鮭文二疋入りを一箱、掛蠟燭の百挺入りを二箱」を下し置かれた。これは、去年より引替金の件で、笹原与兵衛と度々掛合したことによるものである。

・同年八月二十九日、御大喪の訃があった。

・同年九月十七日、窪田平兵衛宅において、年寄中の速水八弥、御目付の服部藤右衛門が出席して、半兵衛に仰せ付けがあった。「この節の御用向きのために、江戸に立ち帰り出府すること。これは、江戸表からのお達しである」。

・同年九月二十一日、藩は、大手渡り櫓のうち、武器を差し置くところの拝借を仰せつかった。内囲い等は、自分の物にて取り計らうように仰せつかった。

・同年同月二十二日、出立し、会津通りの登りで、同年十月一日に江戸着。佐藤阮水と下柘筆の中村伴助が差し添えられた。立ち帰りなので、鍔一本、片箱にてまかり登った。

・同年九月二十九日、追手(大手)御門渡り櫓のうち、拝借の分の鍵を受け取った。

・同年十月二十九日、御家督を蒙られるべき仰せがあった。

・同年十一月十日、江戸の御用部屋において、半兵衛に「三幅対の御懸物(法印古川筆)と、銀子十枚」が下し置かれた。これは、この度、御幼主様なので、諸事の取り決めが必要があつて出府を仰せ付けたのであるが、半兵衛の心労で、あらかし片付いたので、近々に新発田へまかり下るであろうからと、下し置かれたのである。

・同年十一月十二日、明日新発田に出立するので、お手づから半兵衛に下し置かれた。殿様からは、「御菓子たんす、一、喜撰、二、干菓子、三、干菓子、一つ」を、観公からは、「八丈縮、二反」を、宗公よりは、「絵縮緬、一反、御差し召された鼈甲の御筭、一本箱入り」。最後の筭は、姉娘へ遣わすようにとの御意で、井桁に杜若の模様のお筭であった。

・同年十一月十三日、江戸を出立して、会津通りの下向。佐藤阮水と中村伴助が差し添えられた。同月二十五日、新発田に到着。

・同年十一月十五日、家来の大作が、新規の望みで、大組に召し抱えられた。

・同年十二月十三日、御目見得二の間において、用人中が列座し、目付の中村新蔵が出席して、佐治藤右衛門から半兵衛に下し置かれた。「御紋付袴、一具。御紋付小袖、一重」。これは、御家督の御祝いによるのである。

・同年十二月十五日、家来の鉄平が一人扶持増の高三人扶持になった。

#### 【享和三年(一八〇三)】

・正月十六日、会所において、御目付の堀忠三郎が出席して、半兵衛は、窪田平兵衛より仰せつかった。「当春に登つて、江戸詰めすること」。この下知は観公の意向によるもので、その御書を拝見した。

・同年正月二十一日、戌の刻に、溝口六男太が誕生した。

・同年閏正月十三日、表御用部屋において、半兵衛へ、次の品が下し置かれることが、速水八弥から申し聞かされた。「白鞘御刀、一腰(袋入り、筑州住源信国、吉包重宗中か)。夏御肩衣御袴」。これは、修極院様の御形見の品を下し置かれたのである。

・同年閏正月二十三日、家来の重作が大組党へ召し抱えられた。

・同年二月十五日、家来の鉄平へ、鍛冶石井忠兵衛の育介女が縁組することが、認められた。

・同年二月二十三日、姉娘の「成」を、羽州温海へ入湯のために差し遣わした。その同行者に頼んだのは、堀善太夫の母、ならびに黒川某、佐藤阮水であった。また、

家来の鉄平、下女三人、下緒留礼助兵衛を差し遣す旨、月番の里村官次に届けた。三月二十一日、滞りなくまかり戻ったので、月番に届けた。

・同年三月二十八日、新発田を出立して、会津通りの登り。辻沢如的と会所役人高木林太夫を差し添えられた。四月八日に、江戸着。観公と宗公から、到着した際にお尋ねがあり、交御着一折を下し置かれた。

・同年四月十九日、宗公より、冷泉為泰卿、為章卿、為則卿の筆跡の御色紙と御短冊を拝領した。

・同年四月二十日、観公へお願い申し上げて、「撫で牛、一つ、その敷布団、十五」を拝領することが、大津長左右衛門から伝えられた。

・同年四月二十三日、松平飛騨守様の奥様が御袖留をあそばされるので、御袖下に、下召どもを下し置かれた。

・同年五月六日、栗毛三歳の役馬一疋を買い入れた。

・同年五月九日、御居間書院二の間にて、藤入弥右衛門と御目付・三田村丈四郎が出席して、御代替りの御印紙と、組付の御印紙を、御家老役につき、渡し置かれた。御印紙は、佐治藤右衛門が渡すのを頂戴した。

・同年七月九日、中元につき、先公のお召しになっていた次の品々を下し置かれることが、御納戸梅原義蔵からお達しがあり、拝領した。「縮裏付御袴、一具。縮御紋付御帷子、一つ。御馬乗裏付袴、一具」。

・同年八月十三日、観公から、松平越後守様の御在所にて獲れた生鳥が到来して、料理したところ風味がよかったというので、とりわけて下し置かれた。詰中、御到来の御肴などは、折々下し置かれた。宗公からも、同様のことがあった。

・同年九月五日、宗公へお願い申し上げて、一昨年の享和元年の秋に、品川海安寺へお出でになった時の、宗公の紀行文で、御自筆でしたためておられたものの写しを拝領した。

・同年十月二日、藤堂主殿頭様へ暇乞いに出かけたところ、奥様がお会いになって、八丈縮一反を御手ずから下し置かれた。観公よりの御用で預かってきた御金五十両を、御直々に（奥様へ）差し上げた。

・同年十月六日、出立前につき、次の品を下し置かれた。公からは、「御紋付御小袖一つ。御菓子箆筒、きせん茶、干菓子、同」。観公からは、「小紋縮緬、一反」。宗公からは、「琥珀帯地、一筋」。観公から、娘へ遣わすべしということで、御手ずから、「女帯地、一筋。御包の中の品々」。宗公からも、娘へということ、御縮紗、一つ。御包の中の品々」。阿姫様、お八百様、永之進様よりも、盃などを下

し置かれた。

・同年十二月一日、公の御袴着につき、お祝いとして、半兵衛に「銀、二枚」を下し置かれた。半兵衛は、同役中で初めて重き役人として扱われ、裏御用部屋にて御用人中からお達しがあった。

・同年十二月二十七日、弟の貢が経済的に難渋しているので、（半兵衛は）金十兩と米十五俵を助力した。

【文化元年（一八〇四）】

・正月二十七日、井上半太夫の母が病死した。叔母に当たるので、二十日間の忌中を届けた。心具院殿と諡した。

・同年三月二十三日、脇本義左衛門からの手紙で、溝口左金吾と林徳太郎へ、次の通りお達しがあった。「河村初次郎の跡屋敷を下し置かれるので、同居すること」。この屋敷は、八新町にある。

・同年三月二十六日、右の屋敷替について、半兵衛より堀太夫へ、溝口左金吾がはなはだ経済的に難渋しているので引き取りたい旨を願い出た。また、左金吾も、支配頭へ、その旨を届け出た。

・同年三月二十七日、堀太夫から溝口半兵衛へ、次の通り申し渡しがあった。「そなたは、溝口左金吾が河村初次郎の跡屋敷を下し置かれて、林徳太郎と同居を仰せつかったことに対して、左金吾が勝手向き不如意であつて、家屋敷の修備もしかねるので、左金吾を自宅に引き取りたいと願い出た。左金吾の母は、かねて願っていたように、徳太郎の方へ差し戻した。左金吾の母は、母の手元である徳太郎の方へ遣わし置くことにする。左金吾は若年であるので、徳太郎たちも熟談のうえ、半兵衛が願い出たように処置することになったので、さよう相心得るべし」。

・同年四月十五日、家来の指股鉄平が、山内村の又左衛門の姪を育介女とすることが認められた。

・同年八月二十二日、倅の三九郎が年頃になったので、前髪を執りたいという伺いを、湯浅齋を介して堀太夫へ差し出したところ、翌二十三日に、御用部屋にて里村官次より、認めるというお達しがあった。

・同年八月二十二日、溝口貢の倅・庄次郎が、年頃になったので、初めての御礼の願書を出した。また、溝口左金吾も、同断（同様）の願書を出した。翌二十三日、両人共に九月一日に、初めての御礼をすることが認められた。

- ・同年八月二十七日、弟の貢が難渋しているので、金二十五両を合力した。
- ・同年九月一日、次の品を差し上げて御礼を申し上げた。「溝口庄次郎より、銀子二匁、初めての御礼として」、「溝口貢より、上げ物、俵の初めての御礼に對して」、「溝口左金吾より、銀子二匁、初めての御礼として」。
- ・同年九月二日、左金吾の前髪を執りたいという伺いを出した。同月四日、認められた。

- ・同年九月五日、溝口三九郎と溝口左金吾は、前髪を執った。理髪は富樫利太夫、介添えを高木駿太夫に頼んで、相済ませた。

- ・同日、『孟子』の「牛山」と「夜氣」の章の文字を取って、三九郎に「養長」という実名を付け、先例の通りに、大小を贈った。

- ・同年九月七日、弟の貢が難渋しているので、金十五両と、そのほかに八両一分あまりを合力した。

- ・同年九月九日、溝口三九郎から、前髪執りの御礼として、「御肴代銀子二匁」を差し上げたところ、裏御用部屋にて、先例によって、「御紋付き御袴、一具」が三九郎へ下し置かれた。ただし、袴のありあわせがなかったので、目録にて色熨斗添えで下し置かれた。十月四日、仕立てられた御袴の現物が渡された。

- ・同年九月二十一日、中院様より、「三夕」の和歌の御色紙が下し置かれた。

- ・同年十月七日、酉の中刻に、溝口七橋が出生した。

- ・同年十一月三日、家来の佐市介が、新たに足輕に召し抱えられた。

- ・同年同月六日、家来の逸作を御足輕の軍八へ、先だつて急ぎ養子に差し渡していたところ、養父の跡へ召し抱えられた。同月十六日、家来の喜文太が、親跡目御年寄組へ召し抱えられた。

- ・同年十一月九日、御目見三の間にて、三九郎は、次の通り、仰せ渡された。「十人扶持を下し置かれる。御寄附二番組に御番入りを仰せつける。ただし、扶持の半分は、借り上げる。御礼次第は、梅原求右衛門、溝口三九郎、窪田次郎の順とする」。

- ・同年十一月十八日、夕番から、三九郎が出番した。

- ・同年十一月二十七日、会所において、次の通り仰せつかった。(これに先立って、左金吾は十一月十二日に願書を差し出していた)。「溝口左金吾へ、溝口伊織組への御番入りを仰せつける。十一月晦日の朝番から出番すること。御礼次第は、大納(大柄?)源右衛門、溝口左金吾、中山喜惣兵衛の順とする」。「溝口貢の俵、庄次郎を三番への番入りを仰せつける。十一月二十九日の夕番から出番すること」。

- 御礼次第は、中納(中柄?)六左衛門、溝口庄次郎、柴山源十郎の順とする」。

#### 【文化二年(一八〇五)】

- ・正月十六日、会所において、堀太夫が出席して、半兵衛は当春の江戸詰を仰せつかった。

- ・同年二月十一日、三九郎が、里村官次の娘と婚姻したき旨の御内意伺いを、里村家の伺いと合わせて速水八弥に頼み、提出した。同年三月十六日、伺いの通りに認める旨が、速水八弥から伝えられた。

- ・同年三月二十二日、新発田を出立し、会津から高原を通って江戸にまかり登った。小浜玄岷と会所役人高木林太夫が差し添えられた。三月二十八日、日光山へ恐れながら参拜いたし、四月二日に江戸着。翌三日、観公と宗公より、到着についてのお尋ねがあり、交御肴一折を下し置かれた。

- ・同年四月十六日、御側の岩本内膳正様より、八十の賀の御餅を二切れ、下し置かれた。交御肴など、お姫様より到来の品も、折々下し置かれた。

- ・同年五月二十四日、次の品を下し置かれることが、鈴木某より申し聞かされた。「御前御幟が終わったので、御紋と笹りんどうの緒の御幟を一本」。

- ・同年六月二日、仙石武右衛門から、彼の俵・源之助と、半兵衛の娘の「周」の婚姻を結びたい旨、所望してきた。同年八月九日、小浜玄岷を通して、返事を済ませた。

- ・同年六月七日、観公と宗公がお忍びで鉄砲洲明石町の中川新兵衛宅へお出での節、御提たばこ入り銀金柄蟬折文と、観公よりの銀左巻の御きせるを、宗公より御直々に下し置かれた。

- ・同年六月二十二日、弟の溝口貢の思慮が足りないと思し召されることがあり、遠慮を仰せつかったことが、七月十日着の便りで、江戸表に申し来たった。即日、片岡五左衛門を介して、差し控え伺いを出したところ、即日、その儀には及ばぬ旨が、佐治藤右衛門から申し来たった。貢は、七月十二日に赦免となった。

- ・同年七月十一日、中元につき、御納戸から半兵衛へ、「御紋付の浅き御帷子、一つ」が下し置かれた。

- ・同年八月十九日、梶左源次と、半兵衛の娘「於和里」との婚姻の願いを、溝口兵庫を通して御伺いしたところ、翌二十日、伺いの通りに認められた。

- ・同年閏八月九日、家来の男女介が、養父の跡に、召し抱えられた。

- ・同年閏八月十五日、観公と宗公と真弥姫様が旅館へ入るので、御用人中と奥年寄と奥目付衆が相招かれた。七時過ぎより、旅館にお入りになるので、浮麩を差し上げた。御吸い物を七つ、御肴三種を差し上げた。委細は、別紙に書かれている。

この節、公から「大広蓋、一つ」を下し置かれた。また、観公から「御硯蓋、具一、一箱」、宗公から「御盃、宝船、一箱」を下し置かれた。

・同年九月二日、宗公から、『和歌八重垣集』七冊を下し置かれた。  
 ・同年九月三十日、明日、江戸を出立するので、公から「御紋付御小袖、一つ。交御肴一折。御菓子箆筒、一つ」を下し置かれた。観公からは、「小紋縮緬、一反。色々の品物、たばこ入れ、重かけ、鼻紙入れ、楊枝差しなど」。宗公からは、「帯地、一筋。観公と同様の色々の品物。銀かんざし、一本」。阿姫様からは、「御たばこ入れ。硯蓋、一面」で、永之進様から下し置かれた。

・同年十月一日、江戸を出立し、会津通りで下向し、同月十三日に、新発田着。この年は、同行できる医師がいないので、会所役人の高木林太夫だけが差し添えられた。

ここで、『家譜簿 二』は、終わっている。巻末には、『家譜簿 一』と同じく、「角住」の印が押してある。この後の記述が記されるべき『家譜簿 三』は、溝口家にも伝わっていない。長裕は、このあと十五年近く生きていたが、その間の詳細な記録は遂にまとめられることはなかった。

『家譜簿』の筆者である溝口養長は文久三年（一八六三）まで生きたので、筆写した万延元年（一八六〇）から三年間は生きていた。養長が、一旦この時点で『家譜簿』の筆を擱いた理由は、今ひとつ判然としない。

### 【『家譜簿』から見えてくるもの】

『家譜簿』は、新発田藩の重臣である溝口家の個人的な記録である。藩の正式の記録ではない。だが、浅間山の噴火や、天明の大飢饉などの記述が散見し、それが新発田藩にも波及していることがわかる。

「私」の記録なのではあるが、「公」に関する記述だけが網羅されているので、「私」の記録を通して「公」の側面が浮かび上がってくる。

藩政がどのような手続きを踏んで、どのように執り行われてゆくのかという具体相が事細かく書き込まれている。同時に、それは藩主と家臣をつなぐ人的ネットワークの網の目を照らし出すことになる。家臣から藩への御礼の仕方、また藩から家臣への下し物の流儀、重要な命令を仰せ付ける際の立会人など、時代考証の面からも興味深いことが、たくさん書かれている。

新発田藩の歴史の公的側面を補うのが、『家譜簿』である。ここには、江戸時代

に越後の新発田藩の上級武士の家柄に生まれた男たち・女たちの「人生」がびっしりと書き込まれている。まさに悲喜交々である。

『家譜簿』は、溝口家の七代・半兵衛長裕の人生を、八代・養長が記述している途中で終わった。九代・半兵衛長順の時代に明治へと改元された。明治維新の激動が新発田藩を翻弄したことは、歴史の教えるところである。

現在は、十四代・秀雅氏が当主であり、十三代・俊夫氏の夫人・美代子氏も御健在である。

このたび、『家譜簿』だけでなく、溝口家の系図（これも半兵衛長裕の生存中で終わっている）も実物を手元に置いて研究することができた。また、『家譜簿』の冒頭部分で、先祖たちが戦国時代末期から大坂夏の陣までの間に伝説的な活躍をしたことが書かれているが、それを証明するかのような「書状類の写し」も、研究を委託された古文書一式の中にあつた。

易に関する巻物や、石州流の茶書の写本なども、伝わっている。これらも、分析すれば興味深い事実が見えてくるに違いない。

私の研究が開始したのは、昨年（二〇〇六）の春であつた。今春、溝口長裕をめぐる新発田藩の人々を活写した乙川優三郎の小説集『露の玉垣』が刊行された。

新発田藩の公と私の記録類をつぶさに精査した乙川が、『家譜簿』の記述のどの部分にどのような「人間の普遍的形姿」を見たのか、また文学者の想像力によつて『家譜簿』に直接書かれていない「行間」をどのように読み取つたのか、ぜひとも今後の研究で明らかにしたいポイントである。

藩の家老を務める溝口家を巻き込んだ幕末から維新にかけての激動が、どのようなものであつたのか。まだまだ研究課題は、残されている。何よりも、二度にわたつて内容を紹介してきた『家譜簿』のそれぞれの記述が、新発田藩の動向や、日本史全体の流れとどのような相関関係にあるのかという突き合わせが、まだできていない。

溝口家から資料一式を貸与された期間は終了したが、今後もさらに分析を続ける所存である。江戸時代の固定した身分制度の中で見事に生き抜いた新発田藩の溝口家の人々と、わたしが「資料」を介して対面した一年間の日々は、苦しかったが楽しくもあつた。「見ぬ世の友」とは、こういうことだろうと思つた瞬間もあつた。資料の中から、長裕たちの肉声が聞こえてきたように思えた時などは、特にその感を深くした。

この『家譜簿』の紹介は、単なる歴史資料の翻刻ではなく、「人間の記録」であり、

「文学の基盤」の発見なのでもあったと自負する。

長い間、資料をお貸しいただきました溝口美代子様には、心から御礼を申し上げます、力不足を衷心からお詫び申し上げます。



## A biographical study of MIZOGUCHI Nagahiro, principal retainer of the fief of Shibata

SHIMAUCHI Keiji

### Abstract

The Shibata Clan of Echigo, roughly present Niigata Prefecture, is well known for its encouragement of learning: it was receptive to the teachings of YAMAZAKI Ansai and SATO Naokata and published their writings. MIZOGUCHI Nagahiro was a principal retainer of the Shibata Clan who was responsible in this policy.

The author has been requested to research a set of documents that had been the possession of the MIZOGUCHI family. The main document, Kafubo, The book of genealogy of the MIZOGUCHI family, covers the two hundred and fifty years of the history of the family and is itself a remarkable record of the life and work of the upper samurai in the Edo period, the founder of the family being a younger brother of the first chief of the Shibata Clan. This essay introduces the contents of the latter part of Kafubo.

キーワード : 溝口長裕、新発田藩、家老、越後、家譜簿

Received on September 5, 2007

The Division of Humanities, Languages and Social Sciences

Received on September 4, 2007.

総合文化講座